

社会資本総合整備計画

社会資本整備総合交付金

令和08年03月24日

計画の名称	京奈和自転車道とピワイチを基軸とした歴史・文化を体感する自転車周遊による広域観光活性化計画（重点　）													
計画の期間	令和０３年度　～　令和０７年度（5年間）												重点配分対象の該当	○
交付対象	滋賀県													
計画の目標	滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県では、関西広域地方計画の広域連携プロジェクトである「3-3　歴史・文化・おもてなしプロジェクト」を推進するため、４府県の豊富で個性豊かな歴史や伝統等の文化資産を保全又は創出し、観光資源への活用や面としての地域づくり、世界遺産への登録などの各種取組と合わせて、地域資源を活用した多様で世界の人々を魅了する広域サイクリングルートの形成に向けて必要な基盤整備事業を実施することで、自転車による文化観光やロングステイなどのニューツーリズムの創出・普及を図る。													
全体事業費（百万円）	合計（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）		7,821	A	7,821	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合Ｃ／（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R1	R5	R7
1	【滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県　共通目標】滋賀県大津甲賀地域、京都府山城地域、奈良県北西部、和歌山県紀北地域における観光入込客数6,624万人（R1）から7,617万人（R7）に増加（993万人（15.0％）の増加）			
	【滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県　共通目標】観光入込客数 （観光入込客数の増加割合）＝（評価時点の年間観光入込客数　－　R1の年間観光入込客数）／（R1の年間観光入込客数）	6624万人	7255万人	7617万人
2	【滋賀県　単独目標】滋賀県（大津市、甲賀市）における観光入込客数1,652万人（R1）から1,833万人（R7）に増加（181万人（11.0％）の増加）			
	【滋賀県　単独目標】観光入込客数 （観光入込客数の増加割合）＝（評価時点の年間観光入込客数　－　R1の年間観光入込客数）／（R1の年間観光入込客数）	1652万人	万人	1833万人
3	【滋賀県　単独目標】拠点施設を結ぶ観光ルートにおける１日当たりの総アクセス時間を270時間・台／日（R7）短縮する			
	【滋賀県　単独目標】拠点施設を結ぶ観光ルートにおける総アクセス時間短縮効果を算出 （アクセス時間短縮効果）＝（Σ整備前のアクセス時間　－　Σ整備後のアクセス時間）×　日交通量（H27交通センサス）	0時間・台／日	時間・台／日	270時間・台／日

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
広域連携事業	A11-001	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（主）木津信楽線 杉山 工区	現道拡幅 L=0.7km	甲賀市	■	■	■	■	■	484		-
	A11-002	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（主）大津信楽線 黄瀬 工区	現道拡幅 L=0.5km	甲賀市	■	■	■	■	■	227		-
	A11-003	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（主）大津信楽線 平野 ・黄瀬工区	バイパス L=7.1km	大津市、甲賀市	■	■				590		-
	A11-004	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	改築	（国）4 7 7 号 幸津川 工区	バイパス L=1.1km	守山市	■	■	■	■	■	828		-
	A11-005	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（主）伊香立浜大津線 千野・坂本工区	バイパス L=1.7km	大津市	■	■	■	■	■	1,930	4.9	-
	A11-006	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	改築	（国）4 2 2 号 大石東 工区	現道拡幅 L=0.5km	大津市	■	■	■	■	■	330		-

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
広域連携事業	A11-007	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（一）宇治田原大石東線 小田原工区	現道拡幅 L=1.3km	大津市	■	■	■	■	■	494		-
	A11-008	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	改築	（国）3 0 7 号 信楽工 区	自転車通行空間整備 L=15km	甲賀市	■	■	■	■	■	280		-
	A11-009	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（主）大津信楽線 牧・ 信楽工区	自転車通行空間整備 L=12.5k m	大津市、甲賀市		■	■	■	■	190		-
	A11-010	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（一）南郷桐生草津線 大津・草津工区	自転車通行空間整備 L=4.0km	大津市、草津市		■	■	■		40		-
	A11-011	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（一）近江八幡大津線 草津工区	自転車通行空間整備 L=5.0km	草津市	■	■	■	■	■	540		-
A11-012	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	改築	（国）4 7 7 号 伊香立 ・真野工区	自転車通行空間整備 L=4.0km	大津市		■	■	■	■	219		-	

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
広域連携事業	A11-013	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（主）伊香立浜大津線 伊香立・坂本工区	自転車通行空間整備 L=27.0km	大津市	■	■	■	■	■	60		-
	A11-014	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（主）伊香立浜大津線 坂本・神宮工区	自転車通行空間整備 L=5.0km	大津市	■	■	■			60		-
	A11-015	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（主）瀬田大石東線 関 津工区	自転車通行空間整備 L=3.0km	大津市	■	■	■	■	■	50		-
	A11-016	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	改築	（国）4 2 2 号 大津・ 甲賀工区	自転車通行空間整備 L=14.0km	大津市、甲賀市	■	■	■	■	■	272		-
	A11-017	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	（一）宇治田原大石東線 小田原工区	自転車通行空間整備 L=7.0km	大津市	■	■	■	■	■	200		-
	A11-018	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	修繕	（国）4 2 2 号 宮尻工 区	舗装修繕 L=1.3km	甲賀市	■	■	■	■	■	186		-

A 基幹事業																				
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
広域連携事業	A11-019	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	修繕	（国）3 0 7 号 上朝宮 ・下朝宮工区	舗装修繕 L=2.0km	甲賀市	■	■	■	■	■	287		-	
	A11-020	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	修繕	（国）3 0 7 号 中野工 区	舗装修繕 L=2.1km	甲賀市	■	■	■	■	■	112		-	
	A11-021	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	修繕	（国）3 0 7 号 勅旨工 区	舗装修繕 L=1.3km	甲賀市	■	■	■	■	■	0		-	
	A11-022	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	修繕	（一）南郷桐生草津線 馬場工区	舗装修繕 L=1.5km	草津市	■	■	■			150		-	
	A11-023	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	修繕	（主）大津能登川長浜線 岡本工区	舗装修繕 L=0.6km	草津市					■	■	52		-
	A11-024	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	修繕	（国）4 2 2 号 石山寺 三丁目工区	舗装修繕 L=0.2km	大津市	■	■				55		-	

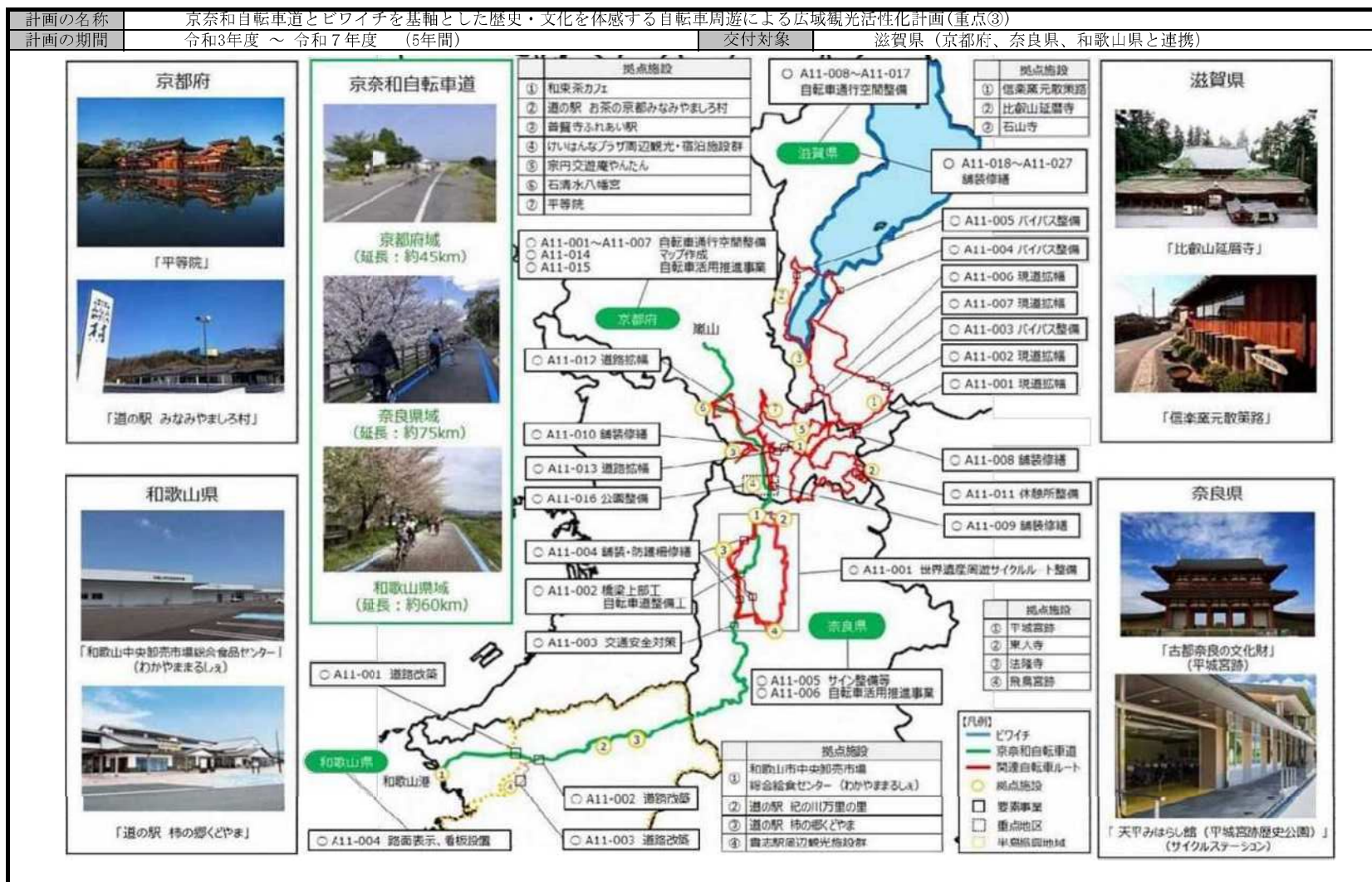
A 基幹事業																				
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
広域連携事業	A11-025	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	修繕	（主）瀬田大石東線 黒 津五丁目・太子二丁目工 区	舗装修繕 L=0.9km	大津市	■	■				60		-	
	A11-026	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	修繕	（一）宇治田原大石東線 大石中七丁目・大石東 六丁目工区	舗装修繕 L=0.6km	大津市			■	■		50		-	
	A11-027	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	修繕	（国）4 2 2 号 大石東 町・大石富川町工区	舗装修繕 L=0.4km	大津市		■	■	■	■	75		-	
												小計						7,821		
											合計						7,821			

交付金の執行状況

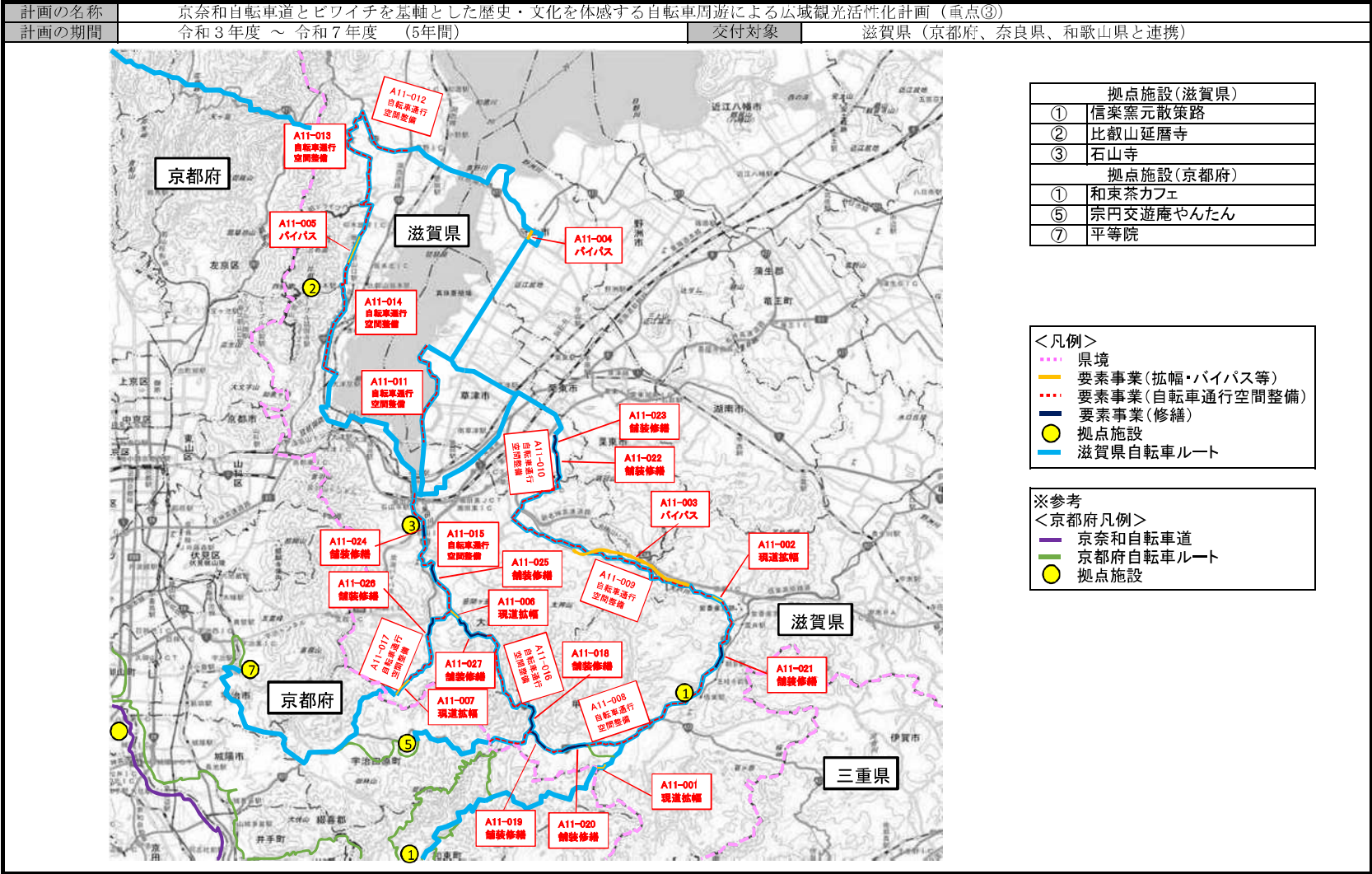
(単位：百万円)

	R03	R04	R05	R06	R07
配分額 (a)	738	657	567	419	449
計画別流用増 減額 (b)	0	0	0	0	0
交付額 (c=a+b)	738	657	567	419	449
前年度からの繰越額 (d)	0	328	316	389	147
支払済額 (e)	410	669	494	661	319
翌年度繰越額 (f)	328	316	389	147	277
うち未契約繰越額(g)	0	0	0	0	0
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	0
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0	0	0	0
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

(参考様式) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)



(参考様式) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)



(整備計画関連事項)

計画の評価の実施予定						
事後：令和8年10月予定						
	拠点施設	広域的特定活動	重点地区		拠点施設	広域的特定活動
①	信楽窯元散策路	観光案内、その他の役務の提供		⑥		
②	比叡山延暦寺	文化的資産の展示		⑦		
③	石山寺	文化的資産の展示		⑧		
④				⑨		
⑤				⑩		
備 考		・上記施設の活動は、令和3年3月5日の近畿圏広域地方計画協議会にて広域連携プロジェクト「3-3 歴史・文化・おもてなしプロジェクト」に沿ったものとして確認がなされた活動・施設である。				
連携先都道府県との連携について						
連携方針	京奈和自転車道を有する京都府、奈良県、和歌山県とピワイチを有する滋賀県との連携により広域サイクルルートを形成し、これを基軸とした周辺ルートと併せて整備することで各府県の魅力ある拠点施設への周遊を促し、サイクルツーリズムによる観光振興と地域活性化を図る。					
推進体制	滋賀県、京都府、京都市、奈良県、和歌山県の担当者が参画する「1市4府県広域連携事業担当者会議」を設置し、取組状況や今後の方針等について議論する体制を構築。					
具体的な取組内容	「1市4府県広域連携事業担当者会議」により、事業進捗や拠点施設の整備状況、観光に関する情報共有を行い、今後の整備方針について検討し、広域・周辺サイクルルート形成のための道路の整備等を推進する。 さらには、広域・周辺サイクルルートを活用したサイクルイベントの実施や、サイクリングマップの作成について検討を行い、観光入込客数増加に繋がる取り組みを実施する。					
整備方針			整備方針に合致する主な事業			
①	拠点施設へのアクセス時間を短縮させ、周遊効率性を高める		A11-003、A11-004、A11-005			
②	拠点施設へのアクセス時の快適性、安全性を高める		A11-001、A11-002、A11-006、A11-007、A11-008、A11-009、A11-010、A11-011、A11-012、A11-013、A11-014、A11-015、A11-016、A11-017、A11-018、A11-019、A11-020、A11-021、A11-023、A11-024、A11-025、A11-026、A11-027			
交付対象事業に関連して実施される主な事業						
・新名神高速道路（大津JCT～城陽JCT間）（事業主体：NEXCO西日本 事業期間：～令和6年3月）						
その他						
（広域的地域活性化のために連携して実施する施策）						
・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく滋賀県全域基本計画（計画主体：滋賀県 計画期間：平成30年～令和4年） 連携内容：琵琶湖を中心とする滋賀の歴史や歴史遺産・文化資産等の有形・無形の観光資源を生かした観光・スポーツ分野における地域経済牽引事業を創出						
・農山漁村活性化法に基づく活性化計画（計画終了） 連携内容：連携なし						
・広域周遊観光促進のための観光地域支援事業に基づく計画（該当なし） 連携内容：連携なし						
・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画（該当なし） 連携内容：連携なし						

社会資本整備総合交付金チェックシート

(広域連携事業)

京奈和自転車道とピワイチを基軸とした歴史・文化を体感

計画の名称: する自転車周遊による広域観光活性化計画(重点③)

事業主体名: 滋賀県

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①基本方針・上位計画等との適合等	
1) 基本方針と適合している。	○
2) 上位計画等と整合性が確保されている。 ・国土形成計画(全国計画) ・国土形成計画(広域地方計画)、北海道総合開発計画又は沖縄振興計画 ・社会資本整備重点計画 ・環境基本計画 ・その他(※該当するものがあれば記載すること。)	○
②目標と広域的特定活動及び拠点施設との関係	
1) 広域的特定活動により、目標達成の可能性が高い。	○
2) 広域的特定活動の拠点としての拠点施設の位置づけが妥当である。	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3) 指標・数値目標が分かりやすいものとなっている。	○
4) 拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業の一体性が確保されている。	○
5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
④事業の効果	
1) 十分な事業効果が確認されている。	○
2) 他の事業との連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤計画の具体性	
1) 拠点施設で広域的特定活動が実施される見込みが高い。	○
2) 拠点施設整備を新たに行う場合、その蓋然性が高い。	○
⑥円滑な事業執行の環境	
1) 民間事業者等の多様な主体との連携が図られている。	○
2) 事業実施のための環境整備が図られている。	○

(確認様式1)

交付限度額算定表

要綱第5に掲げる式による交付限度額(X)	3,491.1 百万円	規則第17条第1項に基づく交付限度額(Y)	8,226.8 百万円	$X \leq Y$ ゆえ、	本計画における交付限度額	3,491.1 百万円
					交付率	45.0 %
					提案事業比率	0.0 %

規則第17条第1項に基づく限度額算定

S	314.00 km ²	T	5 年
拠点施設を中心とする半径Rの円の面積(πR^2)		当該広域的地域活性化基盤整備計画の計画期間	
π :3.14		令和3年度 ~ 令和7年度	
r:最短距離	2.9		
拠点施設から都道府県の境界までの距離	2.9 km		
拠点施設から海岸線までの距離	53.9 km		
r ₀ :	10.0 km		
R:	$r < r_0$ ゆえ、10.0 km		

C	1,048.0 万円/km ² ・年度
単位面積あたり及び単年度あたりの標準的な投資額	
行政投資全国実績のうち、都道府県が主体となる交付対象事業に係るものを全国平均で除したもの(最新5箇年の平均)	
$S \times C \times T \times 0.5 =$	8,226.8 百万円

要綱第5に掲げる式による限度額算定

交付対象事業費	拠点施設関連基盤 施設整備事業(A)	7,758 百万円	$\alpha 1 = 9(A+B) / 10 =$	6,982.2
	提案事業(B)	0 百万円	$\alpha 2 = 12A / 11 =$	8,463.3
	合計	7,758 百万円	$\alpha 1 < \alpha 2$ ゆえ、交付限度額(X): $\alpha / 2 =$	3,491.1 百万円

(確認様式1-1)

rの選定根拠(複数の拠点施設が記載されている場合)

※ 計画に記載された拠点施設から都道府県の境界若しくは海岸線までの最短距離
(複数の拠点施設が記載されている場合は、そのうち最も大きい値)

<選定方法>

- ① 各拠点施設から都道府県の境界までの距離:r1、海岸線までの距離:r2を記入
(〇〇群とした場合は群の中心付近からの距離とする)
- ② 最短距離欄に、r1、r2のうち短い距離を記入
- ③ 最短距離のうち、最も大きい値となる拠点施設からのr1、r2を交付限度額算定表に記載する値として選定

拠点施設名	①		②
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2	最短距離 (r1、r2のうち 短い距離)
信楽窯元散策路	2.7	45.9	2.7
比叡山延暦寺	0.5	47.3	0.5
石山寺	2.9	53.9	2.9

※ 選定結果(交付限度額算定表に記載する値)

(単位:km)

拠点施設名	③	
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2
石山寺	2.9	53.9

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	信楽窯元散策路	所在地	滋賀県甲賀市信楽町長野
設置主体	信楽窯元散策路のWA	管理・運営主体	信楽窯元散策路のWA
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	観光入込客数：39千人		
拠点施設の整備の有無	有・ ☒ 無	整備期間	—

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

信楽駅前から続く古いたたずまいの路。登り窯や無造作に積まれた古い火鉢、「陶生町」「焼屋町」といった町名が、陶都信楽ならではの風情をかもし出している。道路に埋め込まれた陶板や陶製の道標を楽しみながら、点在する窯元をめぐることができる「一団地の観光施設」である。

また、信楽・信楽焼は平成29年に「きっと恋する六古窯～日本生まれ日本育ちのやきもの産地～」として日本遺産に認定されており、これらを扱う甲賀市の信楽窯元散策路は「主要な観光地」となっている。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

当拠点施設は、サイクリングコース「ピワイチ・プラス」ルートの観光スポットとして設定されている。当拠点施設へのアクセスルートは木津信楽線、国道422号、宇治田原大石東線であるが、一部区間に幅員狭隘区間が存在するため現道拡幅を行い、また国道307号、瀬田大石東線、国道422号、宇治田原大石東線については自転車通行空間の整備を行うことにより、自転車の走行環境、通行安全性、アクセス性を向上させる。さらに、国道307号、国道422号、瀬田大石東線、宇治田原大石東線の舗装損傷区間の解消により、快適性、安全性の向上を図る。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

<現況>

信楽町は焼き物の産地として多くの観光客が訪れているが、自動車で道路沿線の小売店に立ち寄り覗いて帰られるのが大部分であったことから、信楽、信楽焼の事を知ってもらうため、平成15年に窯元で構成された「窯元散策路のWa」が結成され、町中に点在する窯元、入り組んだ小道、無造作に置かれた陶器、山に囲まれた空間、登り窯や煙突など、やきものの町ならではの風景を散策できるマップの作成や制作現場の体験、窯元毎でのおもてなしなどの活動がおこなわれている。

また、当該施設はスマートフォンの「ピワイチサイクリングナビ」アプリにより、ルート上の観光スポットとしてサイクリストへ情報発信することによる誘客が行われている。

<将来>

当施設は設置主体によるHP、SNSや滋賀県立大学の学生団体による情報誌「信楽窯元手帖」で地域の魅力を発信するなどの活動に加え、令和元年秋に放送されたNHK連続テレビ小説の舞台として注目を集め、全国的にも知名度が向上した。また、令和2年6月には信楽伝統産業会館が新しくオープンし、鎌倉期以降の信楽焼や昭和期の生活用品、製造道具、戦後に運搬に使用されていたオート三輪などの展示により800年続くといわれる信楽焼の歴史をたどることができ、散策路内にある旧会館ではNHK連続テレビ小説の撮影で使用されたセットや小道具が展示されており、来訪者が増加しているところ。さらには、ぶらり窯元めぐりや陶器まつり、周遊スタンプラリーといったイベントや、令和3年度には「まちなか芸術祭」が開催予定で地域一帯がフィールドミュージアムになるなど、窯元のみならず地域全体で「観光案内やその他役務の提供」を行い来訪者増に取り組んでいる。これら陶器の町ならではの活動により町の風景や信楽焼の魅力が多くの人に伝わることで、今後も来訪者の増加が見込まれる。

<該当する広域連携プロジェクト>

③ 関西を代表する歴史・文化資産である「彦根城」や、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」、「百舌鳥・古市古墳群」及び「宇治茶生産の景観」、「天橋立」、「鳴門の渦潮」等の世界遺産登録に向けた取組の推進や、日本遺産、近代化産業遺産の認定を通して文化財の保存・整備を図るとともに、観光資源として積極的に国内外への発信や活用を図る。

(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

施 設 名	信楽窯元散策路		
構 成 施 設	所 在 地	設 置 主 体	管 理・運 営 主 体
壺文製陶	滋賀県甲賀市信楽町長野	壺文製陶	壺文製陶
嶋吉陶房	滋賀県甲賀市信楽町長野	嶋吉陶房	嶋吉陶房
英山窯	滋賀県甲賀市信楽町長野	英山窯	英山窯
丸滋製陶	滋賀県甲賀市信楽町長野	丸滋製陶	丸滋製陶
Ogama	滋賀県甲賀市信楽町長野	Ogama	Ogama
壺久郎陶房	滋賀県甲賀市信楽町長野	壺久郎陶房	壺久郎陶房
丸倍製陶	滋賀県甲賀市信楽町長野	丸倍製陶	丸倍製陶
みはる窯	滋賀県甲賀市信楽町長野	みはる窯	みはる窯
奥田丸隆製陶	滋賀県甲賀市信楽町長野	奥田丸隆製陶	奥田丸隆製陶
とらのす	滋賀県甲賀市信楽町長野	とらのす	とらのす
シクヤ製陶所	滋賀県甲賀市信楽町長野	シクヤ製陶所	シクヤ製陶所
卯山窯	滋賀県甲賀市信楽町長野	卯山窯	卯山窯
谷寛窯	滋賀県甲賀市信楽町長野	谷寛窯	谷寛窯
山兼製陶所	滋賀県甲賀市信楽町長野	山兼製陶所	山兼製陶所
小川顕三陶房	滋賀県甲賀市信楽町長野	小川顕三陶房	小川顕三陶房
ますみ窯	滋賀県甲賀市信楽町長野	ますみ窯	ますみ窯
やすお陶房	滋賀県甲賀市信楽町長野	やすお陶房	やすお陶房
デイリーライフ信楽	滋賀県甲賀市信楽町長野	デイリーライフ信楽	デイリーライフ信楽
松庄	滋賀県甲賀市信楽町長野	松庄	松庄
忠六苑	滋賀県甲賀市信楽町長野	忠六苑	忠六苑
壺八	滋賀県甲賀市信楽町長野	壺八	壺八
なか工房	滋賀県甲賀市信楽町長野	なか工房	なか工房

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施 設 名	比叡山延暦寺	所 在 地	大津市坂本本町
設 置 主 体	天台宗総本山 比叡山延暦寺	管 理・運 営 主 体	天台宗総本山 比叡山延暦寺
拠点施設の区分	法第2条第2項第3号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(2)
拠点施設データ	観光入込客数：514千人		
拠点施設の整備の有無	有・無	整 備 期 間	平成28年～令和7年

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

比叡山延暦寺は、延暦7年(788年)に伝教大師最澄が開いた天台宗の総本山であり、1,200年余りにわたって日本仏教の核心を育んできた「教養文化施設」である。本尊は、薬師如来であり、そのご本尊の前には、1,200年間灯り続けている「不滅の法灯」も安置されている。また、平成6年には、ユネスコ世界文化遺産に登録されており、「国際観光地」としての一面を持つ。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

当拠点施設は、サイクリングコースの観光スポットとして設定されており、当拠点施設へのアクセスルートは大津信楽線、伊香立浜大津線であるが、一部区間には線形不良および幅員狭隘区間が存在するため現道拡幅やバイパス整備を行い、国道477号の一部区間は、交通量が多く道路幅員も狭い状態であるため、バイパス整備を行う。また、大津信楽線、南郷桐生草津線、国道477号、伊香立浜大津線の一部区間において自転車通行空間の整備を行うことにより、自転車の走行環境、通行安全性、アクセス性を向上させる。さらに、国道307号、南郷桐生草津線、大津能登川長浜線の舗装損傷区間の解消により、快適性、安全性の向上を図る。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

<現況>

比叡山の豊かな自然と清らかな空気のなかで仏道修行を体験することができる。坐禅・写経の体験は、日帰りから1泊・2泊の本格的な修行体験を行うことができ、現在では、学校等の団体や家族連れ、外国人など多くの方々に利用されている。また、延暦寺やケーブルカーの駅、バス停など約20のスポットで、フリーWi-Fiも整備されており、インバウンド等、観光客向けのサービスの整備も進められている。当施設はスマートフォンの「ビワイチサイクリングナビ」アプリにより、ルート上の観光スポットとしてサイクリストへ情報発信することによる誘客が行われている。

<将来>

国宝「根本中堂」ならびに重要文化財の廻廊は、平成28年度から約10年かけ大改修が行われており、お堂を囲む2段構造のステージが来訪者のために設置され、建物の細部や修理作業の様子を至近距離で見学ができ、参拝の度に異なる改修状況を目にすることができることで話題となっている。また、令和3年に最澄の遷化1200年を迎え「伝教大師最澄1200年魅力交流委員会」を設立し、大学コラボプロジェクトやコミュニケーションサイトの開設、プロモーション展開により、一過性の催事にとどまらず、次の世代を担う人々との交流を育み、地域活性化につながる継続的な催事や観光振興を目的とした活動を行っていく。さらには、社寺を宿泊施設として活用する「寺泊」のインバウンド対応として、環境整備が今後行われる予定であり、これら新たな活動による「文化的資産の展示」がおこなわれ、インバウンドを含めたさらなる来訪者数の増加が見込まれる。また、大津市では令和2年度に当地域の歴史的風致維持向上計画を策定し、今後は歴史・文化資産の保全や活用により、面としての地域づくりを進める。

<該当する広域連携プロジェクト>

③ 関西を代表する歴史・文化資産である「彦根城」や、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」、「百舌鳥・古市古墳群」及び「宇治茶生産の景観」、「天橋立」、「鳴門の渦潮」等の世界遺産登録に向けた取組の推進や、日本遺産、近代化産業遺産の認定を通して文化財の保存・整備を図るとともに、観光資源として積極的に国内外への発信や活用を図る。

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	石山寺	所在地	大津市石山寺
設置主体	大本山 石山寺	管理・運営主体	大本山 石山寺
拠点施設の区分	法第2条第2項第3号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(2)
拠点施設データ	観光入込客数：255千人		
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期間	—

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

西国三十三所観音霊場の第13番札所。奈良時代後期に、聖武天皇の発願により良弁によって創建された。広大な境内には、寺名の由来となった天然記念物の硅灰石がそびえている。国宝の本山・多宝塔をはじめ、經典・聖教類、仏像、絵巻など多くの国宝、重要文化財がある「教養文化施設」である。

令和元年には「1300年つづく日本終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」により、日本遺産に認定された大津市の「主要な観光地」である。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

当拠点施設は、サイクリングコース「ビワイチ・プラス」ルートの観光スポットとして設定されており、当拠点施設へのアクセスルートである近江八幡大津線、伊香立浜大津線の自転車通行空間の整備を行うことにより、自転車の走行環境、通行安全性、アクセス性を向上させる。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

<現況>

山門から京阪石山駅にかけては、特産品、近江牛を味わえる食事処、土産処、温泉旅館など多くの店舗が立ち並び、石山寺門前ガイドとしてマップの作成や、HP、SNSでの情報発信などの活動がおこなわれている。また、石山寺は花の寺としても知られ、苔の緑が美しい境内には、梅や桜、花菖蒲など四季折々の花や紅葉が彩を添え、一年を通じて鮮やかな風景を堪能できる。これら催しや四季の花だよりは、公式SNSにより情報発信が頻繁に行われており誘客の取り組みが見られる。

当該施設はスマートフォンの「ビワイチサイクリングナビ」アプリにより、ルート上の観光スポットとしてサイクリストへ情報発信することによる誘客が行われている。

<将来>

本尊で重要文化財の如意輪観音菩薩は日本で唯一の勅封の秘仏と言われ、開扉は33年毎であるが令和2年は天皇即位を祝して特別一般公開され、来訪者が増加し知名度が向上している。その他多くの文化財を保有する石山寺では特別拝観や期間限定の一般公開が令和3年以降も予定されており、貴重な「文化的資産の展示」によるさらなる来訪者増への取り組みが行われる。

また、令和元年の日本遺産認定を通して令和2年に「日本遺産・大津のタベ」と称し、野外オペラエンターテインメントを石山寺内で開催することで、「文化的資産を会場として利用し同時に展示」しており、さらに観光協会では「大津の日本遺産をめぐる」として石山寺周辺エリアの観光モデルコースを設定し、多言語化対応の特設HPで日本遺産認定のPRと共に国内外に向けて紹介するなど、文化財の保存を図りつつ、日本遺産の価値を活用した取り組みや活発な情報発信により、さらなる来訪者数の増加が見込まれる。

<該当する広域連携プロジェクト>

③ 関西を代表する歴史・文化資産である「彦根城」や、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」、「百舌鳥・古市古墳群」及び「宇治茶生産の景観」、「天橋立」、「鳴門の渦潮」等の世界遺産登録に向けた取組の推進や、日本遺産、近代化産業遺産の認定を通して文化財の保存・整備を図るとともに、観光資源として積極的に国内外への発信や活用を図る。

道路

(参考)

[illegible]

注1)道路名は、国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道の別が分かるように記載すること。

注2) 国、地、街、他の別を記載。ただし、国: 国道、地: 地方道、街: 街路、他: いずれにも該当しないもの。

注3)＜関連事業＞については、通、交、地特、単独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。

注4) 施設の構造、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名

注5) 要素事業毎に、どの拠点施設を経る人流・物流の経路(他の拠点施設、I.C等)途上の事業なのかを明確にすること。

また、別添「確認様式4 道路概要図」に要素事業及び拠点施設の位置関係が分かるように図示すること。

要素事業にはそれぞれ上表の番号(整備計画の番号)を付すこと。また、拠点施設については、それぞれ施設名、所在地、施設数、入込客数などの概要を記載すること。

注(6)で記載した拠点施設間で行われる当該要養事業による整備効果を簡潔に記載すること。記載にあたっては、「所要時間が〇分→〇分に約〇分短縮」、「拠点施設間唯一の線形不良(R<〇)の解消」など具体的に記載すること。

(注1) 当該契約事業の供用等(部分供用含む)を記載すること。記載にあたっては、①全線完成供用L=〇m(R〇、〇予定)、②部分供用L=〇m(R〇、〇予定)など、供用形態、区間延長、供用時期を記載すること。

注8)備考には現在の道路状況を把握するために必要となる他の事項で、交通量(台/日)、混雑度等を記載。また、別添「確認様式4 道路概要図」にも主要ポイントの交通量を記載すること(要条事業箇所直近は必須)。

(例)・道路改築:交通量(台/日)、混雑度等 ※交通量は最新のセンサスデータを用いて記載すること。
 自転車駐車場、都市計画決定の有無、路線、利用人数等

・自転車駐車場：都市計画決定の有無、面積、利用台数等
 凍事業への備考には、当該期凍事業と組合及び村市街

・関連事業への備考には、当該関連事業と組み合わせて効率的・効果的に実施する交付金事業の追跡名・区間に「バ」も記載。
 する場合は逆書きを追加する。

※地球環境相模造略 連続立体交通事業第

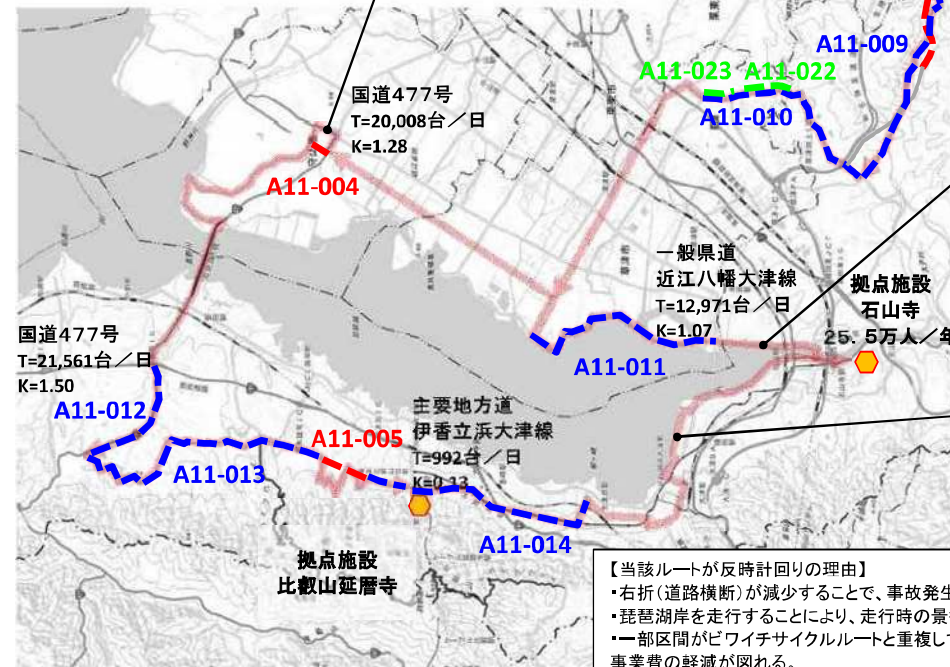
※地域間航路距離、運航立停又は事業等の交付期間(5~6ヶ月)に一定の成金を納めることにより、とない入航便な事業は、交付対象外。

(確認様式4)

(主)大津信楽線 黄瀬工区／平野・黄瀬工区／牧・信楽工区 (一)南郷桐生草津線 大津・草津工区 (一)近江八幡大津線 草津工区
(国)477号 幸津川工区／伊香立・真野工区 (主)伊香立浜大津線 千野・坂本工区／伊香立・坂本工区 (滋賀県) 事業実施箇所図

番号	事業内容	アクセス経路
A11-002	現道拡幅	1
A11-003	バイパス	1
A11-004	バイパス	1
A11-005	バイパス	1
A11-009	自転車通行空間整備	1
A11-010	自転車通行空間整備	1
A11-011	自転車通行空間整備	1
A11-012	自転車通行空間整備	1
A11-013	自転車通行空間整備	1
A11-014	自転車通行空間整備	1
A11-022	舗装修繕	1
A11-023	舗装修繕	1

○国道477号の状況
交通量が2万台を超え道路幅員も狭く、自転車の通行が非常に危険なため、バイパス整備により安全なルートを確保する。



【当該ルートが最短距離ではない理由】

- ・ピワイチプラスサイクリングルートとして確立している。
- ・自動車交通量が最も少ないルートを選定し、自転車の交通安全向上を図る。
- ・既設の自転車歩行者専用道路や自転車専用通行帯の区間を選定し活用することで事業費の軽減を図る。

【当該ルートが反時計回りの理由】

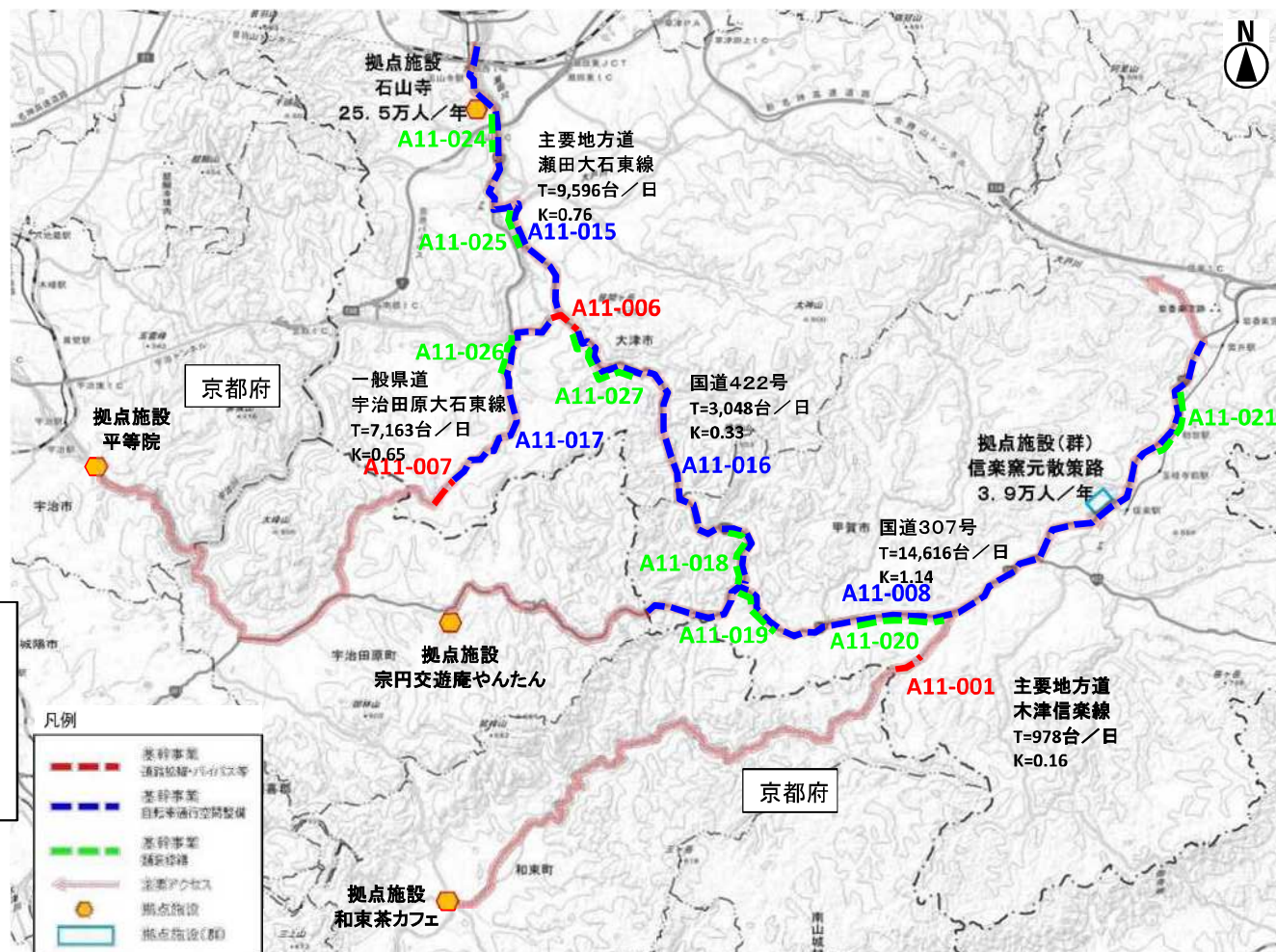
- ・右折(道路横断)が減少することで、事故発生の危険性が低下する。
- ・琵琶湖岸を走行することにより、走行時の景観がよくなる。
- ・一部区間がピワイチサイクリングルートと重複しており、整備済み区間を利用できることから、事業費の軽減が図れる。

(確認様式4)

(主)木津信楽線 杉山工区 (国)422号 大石東工区／大津・甲賀工区 (一)宇治田原大石東線 小田原工区
(国)307号 信楽工区 (主)瀬田大石東線 関津工区 (滋賀県)事業実施箇所図

番号	事業内容	アクセス経路
A11-001	現道拡幅	1
A11-006	現道拡幅	1
A11-007	現道拡幅	1
A11-008	自転車通行 空間整備	1
A11-015	自転車通行 空間整備	1
A11-016	自転車通行 空間整備	1
A11-017	自転車通行 空間整備	1
A11-018	舗装修繕	1
A11-019	舗装修繕	1
A11-020	舗装修繕	1
A11-021	舗装修繕	1
A11-024	舗装修繕	1
A11-025	舗装修繕	1
A11-026	舗装修繕	1
A11-027	舗装修繕	1

【当該ルートが最短距離ではない理由】
・ピワイチプラスサイクリングルートとして確立している。
・自動車交通量が最も少ないルートを選定し、自転車の交通安全向上を図る。
・既設の自転車歩行者専用道路や自転車専用通行帯の区間を選定し活用することで事業費の軽減を図る。



滋 道 整 第 3 7 号
令和 3 年 (2021 年) 2 月 8 日

甲賀市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について（照会）

下記整備計画の作成について、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、貴市の意見を求めますので、令和 3 年 2 月 17 日までに回答してください。

記

・整備計画名

1. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画』
（新規作成）
別添資料【三重・滋賀】参照
2. 『鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画
（重点③）』 （新規作成）
別添資料【三重・滋賀（重点）】参照
3. 『京奈和自転車道とビワイチを基軸とした歴史・文化を体感する自
転車周遊による広域観光活性化計画（重点③）』 （新規作成）
別添資料【滋京奈和（重点）】参照



甲 建 事 第 4 0 6 号
令和3年(2021年)2月17日

滋賀県知事 三日月 大造 様

甲賀市長 岩永 裕貴 様



広域的地域活性化基盤整備計画の作成・変更について（回答）

令和3年(2021年)2月8日付け滋道整第37号で照会のありましたこのこと
について、特に意見はありません。

滋 道 整 第 3 7 号
令和 3 年 (2021 年) 2 月 8 日

大津市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画の作成について（照会）

下記整備計画の作成について、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、貴市の意見を求めますので、令和 3 年 2 月 17 日までに回答してください。

記

・整備計画名

1. 『京奈和自転車道とビワイチを基軸とした歴史・文化を体感する自転車周遊による広域観光活性化計画（重点③）』（新規作成）
別添資料【滋京奈和（重点）】参照

大 建 地 第 3 2 号
令和3年(2021年)2月17日

滋賀県知事 殿

大津市長 佐藤 健司



広域的地域活性化基盤整備計画の作成・変更について（回答）

令和3年(2021年)2月8日付け滋道第37号で照会のありましたこのことについて、特に意見はありません。